

感 感 発 1 0 1 2 第 2 号
令 和 5 年 1 0 月 1 2 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて（周知）

高病原性鳥インフルエンザが国内の鳥類で発生した場合の対応については、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。平成20年5月12日一部改正。）及び「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年12月22日付け健感発第1122001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。平成20年5月12日一部改正。）によりお示ししているところです。

また、学校で飼育されている鳥が死亡した場合の対応については、「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」（平成16年2月20日付け健感発第0220001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下、「平成16年通知」という。）によりお知らせしたところです。

今般、近年の家きんや飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等をふまえ、学校で飼育されている鳥が死亡した場合の対応について、文部科学省、農林水産省及び環境省と協議の上、改めて別添のとおり整理したので、関係部局と緊密に連携をとりながら、対応に遺漏なきよう特段の御配慮をお願いします。

なお、平成16年通知は、本通知をもって廃止します。